

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー

代表者名 代表取締役社長 宇佐美 俊之

(コード: 9977、JASDAQ)

問合せ先 取締役管理副本部長 春日 祐一

(TEL. 052-414-3600(代表))

## 取締役に対するストックオプションの報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成27年5月21日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、今般、当社は社外取締役を導入する予定ですが、社外取締役に対する本ストックオプションの付与は行いません。

記

現在当社の取締役の報酬限度額(年額)は、平成3年5月18日開催の定時株主総会において、2億5,000万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分を含まない)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、このご承認いただいた報酬限度額(年額)とは別枠で、ストックオプションとしての新株予約権を、一事業年度あたり(年額)5,000万円以内で付与するものであります。

当社取締役に対して割当てるストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。 なお、現在の当社取締役は9名でありますが、平成27年5月21日開催予定の当社第41回定時株主総会 において、取締役選任議案が原案どおり可決された場合11名(うち社外取締役は1名)となります。

1. 取締役に対し報酬として新株予約権を発行する理由等

当社の取締役の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを 目的として、下記2. に記載の内容に基づく新株予約権を割当てるものであります。

### 2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および総数

当社普通株式80,000株を上限とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は本新株予約権のうち当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式を調整する。

## (2)発行する新株予約権の総数

80個(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。

#### (3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を 基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払 込債務とを相殺する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

① 新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 
$$\times \frac{1}{$$
分割・併合の比率

② 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 新株予約権の割当日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を 必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の 上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

# (5)新株予約権の行使期間

新株予約権割当日の翌日より2年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの期間 内で当社取締役会において定める。

## (6)新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- (7) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株 予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放 棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条 第1項の規定に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- (10)新株予約権の消却事由及び条件
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
  - ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上